

## □ 役場庁舎及び議事堂機能の面積比較

## (1) 起債基準面積に基づく算定

総務省の「起債許可標準面積算定基準」(平成22年度)に基づいて算定した場合は、それぞれ次のとおりです。

(役場本庁舎)

区分	積算				算定面積
	役職	職員数 A	換算率 B	基準面積 C	A×B×C
① 執務室	特別職	2 人	12.0	4.5 m <sup>2</sup> /人	108.00 m <sup>2</sup>
	課長級	9 人	2.5		101.25 m <sup>2</sup>
	主幹・主査	28 人	1.8		226.80 m <sup>2</sup>
	一般職員 (製図担当者同等)	7 人	1.7		53.55 m <sup>2</sup>
	一般職員	28 人	1.0		126.00 m <sup>2</sup>
	臨時職員等	11 人	1.0		49.50 m <sup>2</sup>
	計	85 人			
② 倉庫		(①の面積) × 13%			86.46 m <sup>2</sup>
③ 会議室等		85 人		7.0 m <sup>2</sup> /人	595.00 m <sup>2</sup>
④ 交通部分 (玄関、廊下、 階段等)		(①+②+③) × 40%			538.62 m <sup>2</sup>
⑤ 議場機能		10 人		35.0 m <sup>2</sup> /人	350.00 m <sup>2</sup>
合計					2,235.18 m <sup>2</sup>

(複合庁舎の付属施設)

機能区分	具体的スペース	面積
防災対策機能	防災倉庫等	150.00 m <sup>2</sup>

(役場本庁舎) + (複合庁舎の付属施設) = 2,385.18 m<sup>2</sup>

## (2) 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準に基づく算定

(役場本庁舎)

単位：

人

	署長・ 所長級	課長級	主幹、 主査級	一般職員	一般職員 (製図者)	臨時職員等	合計
職員数	2	9	28	28	7	11	85
換算率	10.0	2.5	1.8	1.0	1.7	1.0	—

換算人員	20.0	22.5	50.4	28.0	11.9	11.0	143.8
------	------	------	------	------	------	------	-------

区 分	面積 (㎡)	算定基準
事務室	520.54	換算人員 (143.4) × 3.3㎡ × 補正係数1.1
会議室	44.00	(100人当たり40㎡) × 補正係数 1.1
電話交換室	36.00	換算人員が120人から240人
倉庫	61.51	補正前事務室 473.22㎡ × 13%
宿直室	10.00	1人10㎡
庁務員室	10.00	1人10㎡
湯沸し室	29.70	9.9㎡ × 3F
受付	6.50	最小面積
便所洗面所	40.00	50人以上
議会	350.00	起債基準準用
印刷室	27.00	現状の面積による
物品庫	88.74	現状の面積による
更衣室	81.36	0.6m × 1.2m × 113名 ※センター職員含む
電算室	68.29	現状の面積による
休憩室	43.50	113名 × 25% × 1.4㎡ × 補正1.1 ※センター職員含む
防災倉庫	150.00	
災害用会議室	132.00	80名 × 1.5㎡ × 補正1.1 ※通勤者除く正職員
機械室	281.00	温風暖房 (有効面積2,000㎡以上)
電気室	52.00	温風暖房 (有効面積2,000㎡以上)
自家発電機室	29.00	最小面積
交通部分 (玄関等)	824.45	面積計 (2,061.14㎡) × 40%
合計	2,885.59	

★面積比較

総務省「起債許可標準面積算定基準」 国土交通省新営一般庁舎面積算定基準  
 2,385.18㎡ < 2,885.59㎡  
 差 500.41㎡